



接骨院の療養費(柔道整復師)の 「償還払い」の対象事例の追加について

新たに追加となった事例(令和6年10月施術～)



⑤長期かつ頻回な施術を継続して受けている場合 (初検日から5か月を超え、かつ1月当たり10回以上の施術)

- 厚生労働省の通知に基づき、組合会で承認されています(令和6年7月26日開催)。
- 償還払いの場合、一旦10割全額を負担してから健保組合に申請していただきます。
- 健保組合で内容を審査の結果、一部または全てが不支給となる場合があります。

受診時の注意

- 急性期のケガ(打撲や捻挫など)が健康保険の対象です。
- 単なる肩こりや筋肉疲労では健康保険は使えません(マッサージ的な施術は全額自費です)。
- 安易に接骨院の施術を続ける事は控えてください。
- いつまでも痛みがおさまらない場合は、外科や整形外科で医師の診察を受けてください。

既に「償還払い」の対象となっている事例(令和元年5月施術～)

- ①自己施術の場合(柔道整復師が自分で自分を施術)
- ②自家施術の場合(柔道整復師が自分の家族を施術、または接骨院に勤務する従業員を施術)
- ③健保組合からの患者照会に対し繰り返し無視を続ける場合
- ④複数の接骨院で同じ治療部位を重複して施術している場合



詳しくはD.Kenpo 2022年10月号をご参照ください
(ホームページにアップされています)